

福岡県医発第2132号(地)
平成20年2月22日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

特別管理産業廃棄物の排出事業者による実績報告の廃止について

標記の件につきまして、別紙のとおり福岡県環境部廃棄物対策課長より通知がありました。

本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第115号)の改正により、当分の間猶予であった産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況等の報告が平成20年4月1日から義務付けられます。

これに伴い、これまで福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成4年福岡県規則第58号)に基づき、県内(北九州市・福岡市・大牟田市を除く。)の特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)の排出事業者が毎年6月30日までにを行うこととされていた前年度の処理実績報告については、平成20年度から廃止することになりました。

つきましては、貴会におかれましてもご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和
次期担当理事 毛利康茂





19 廃第2383号
平成20年2月15日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県環境部廃棄物対策課長
(施設第二係)



特別管理産業廃棄物の排出事業者による実績報告の廃止について

日頃より、本県廃棄物行政に対する御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第115号）の改正により、平成20年4月1日から、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付者は知事へ交付状況等の報告が義務付けられます。

これに伴い、これまで福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年福岡県規則第58号）に基づき、県内（北九州市・福岡市・大牟田市を除く。）の特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の排出事業者が毎年6月30日までに行うこととされていた、前年度の処理実績報告については、平成20年度から廃止することといたしますのでお知らせいたします。

添付資料

- ・「福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」新旧対照表



改正後	現行
第一条　第十三条（略） （処理実績報告書の提出） 第十四条（略） 削る 2 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年六月三十日までに、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の	第一条　第十三条（略） （処理実績報告書の提出） 第十四条（略） 2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項について、前年度の実績を知事に報告しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 事業場の所在地 三 当該特別管理産業廃棄物を生じた施設ごとの発生量 四 自ら運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量 五 自ら処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量 六 運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量 3 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年六月三十日までに、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の

種類ごとに次に掲げる事項について、前年度の実績を知事に報告
しなければならない。

一 八 (略)

第十五条 第十八条 (略)

種類ごとに次に掲げる事項について、前年度の実績を知事に報告
しなければならない。

一 八 (略)

第十五条 第十八条 (略)